

平成 18 年 5 月 31 日

各位

会社名	株式会社エコミック
代表者名	代表取締役社長 熊谷 浩二
コード番号	3802 札証アンビシヤス
本社所在地	札幌市東区北六条東二丁目3番1号
問合せ先	専務取締役管理部長 山鹿 時子
電話番号	011-742-6006
(URL)	<a href="http://www.ecomic.jp/">http://www.ecomic.jp/</a>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会におきまして、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 9 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 『「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)』(以下、この変更の理由において「会社法等」という。)の施行に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 会社の機関について  
会社法等の施行に伴い、会社の機関として取締役会および監査役を設置する場合は定款の定めが必要となることに対応して、定款第 4 条(機関)を新設するものであります。
  - ② 株券の発行について  
会社法等の施行に伴い、株券を発行する場合は定款の定めが必要となることに対応して、定款第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
  - ③ 株主名簿管理人について  
会社法等の施行に伴い、現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更されることおよび新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することとなることに対応して、現行定款第 6 条(名義書換代理人)に所要の変更を行うものであります。
  - ④ 株主総会参考書類等のインターネット開示について  
会社法等の施行に伴い、株主総会参考書類等においてより詳細な情報開示が必要となることに対応し、これらの情報開示を迅速かつ効率的に行うことを可能とするため、定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - ⑤ 取締役会の書面決議について  
会社法等の施行に伴い、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をする等、一定の要件を満たす場合に限り、取締役会の決議の省略(取締役会の書面決議)が可能となることに対応して、緊急時に機動的な対応を可能とするため、定款第 24 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
  - ⑥ その他の変更について  
上記①から⑤の変更の他、会社法等の施行に伴い、定款上で使用する用語および引用条文の変更、ならびに構成の整理等を行うものであります。
- (2) 上記(1)の変更に伴う当社定款の条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	改定案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、株式会社エコミックと称し、英文ではECOMIC CO., LTDと表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社エコミックと称し、英文では、 <u>ECOMIC CO., LTD</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 給与計算並びに会計帳簿の記帳代行受託業務 2. 電算機による計算並びに資料作成業務の受託業務 3. 労務管理及び企業経営に関するコンサルティング業務 4. 商品の共同仕入及び配達に関する業務 5. コンピューター及び周辺機器の販売 6. コンピューターのソフトウェアの開発・販売 7. 書籍、印刷物の企画、製作及び出版並びに販売 8. 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を札幌市に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関) <u>第4条</u> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u>
(公告の方法) <u>第4条</u> 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、 <u>電子公告によることができない事故その他<u>のやむを得ない事由が生じたときは、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告方法) <u>第5条</u> 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他 <u>やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数) <u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は、10,000株とする。	(発行可能株式総数) <u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

現行定款	改定案
<p>(新設)</p>	<p><u>(自己株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株券の発行)</u> 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p><u>(名義書換代理人)</u> 第6条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置くことができる。 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u> 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p><u>(株式取扱規則)</u> 第7条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、端株原簿への記載又は記録、株券喪失登録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p><u>(株式取扱規則)</u> 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p><u>(基準日)</u> 第8条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会 <u>(招集時期)</u> 第9条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u></p>	<p>第3章 株主総会 <u>(招集時期)</u> 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>

現行定款	改定案
<p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第10条</u> 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ<u>取締役会の決議をもって定める順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第11条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第12条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、<u>株主総会ごとに当会社に提出することを要する。</u></p>	<p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第12条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現行定款	改定案
<p>(議事録)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役、取締役会、代表取締役 (取締役の員数)</p> <p><u>第14条</u> 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第15条</u> (新設) 取締役の選任決議は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を所有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第16条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第17条</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>取締役会の決議により、<u>取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第18条</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は、当社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会における議事については、<u>法令の定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役、取締役会、代表取締役 (取締役の員数)</p> <p><u>第18条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p><u>第19条</u> <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は、当社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	改定案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ<u>取締役会の定める順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、<u>会日の3日前までに</u>発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、<u>取締役会の定める取締役会規程</u>による。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程</u>による。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、<u>法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	改定案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第25条</u> 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第27条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の報酬<u>並びに退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第29条 当社の<u>営業年度</u>は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする</u>。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第30条 <u>当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び端株原簿に記載された端株主に支払うものとする</u>。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配</u>（以下、<u>中間配当</u>という。）を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第30条</u> 監査役は株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第33条</u> 当社の<u>事業年度</u>は毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることが出来る。</p>

現行定款	改定案
<p>(除斥期間)</p> <p>第 32 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過したときは</u>当会社はその支払い義務を免れる<u>ものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第 36 条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、</u>当会社はその支払い義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 27 日

以上